

加東市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和7年度定期監査（3月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和8年4月28日

加東市監査委員 壺 井 弘 次

加東市監査委員 田 中 正 紀

加東市監査委員 神 田 耕 司

# 令和7年度定期監査（3月期）結果及び意見

## 総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和8年3月25日において令和7年度3月期（令和7年4月1日から令和8年2月28日まで）における、産業振興部商工観光課及び病院事業部の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の5点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- (5) 不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和8年度3月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

## 【商工観光課】

### 1 監査の結果

商工観光課は商工係及び観光係で構成され、職員数は事務職員6人、観光振興専門官1人、パートタイム会計年度任用職員2人の合計9人である。

令和5年度から内閣府地方人材派遣制度を活用し、民間から観光振興専門官の派遣を受ける契約が令和7年度で満了する。観光振興専門官は、加東市内の酒蔵や工房等と交渉して考案した旅行企画を民間の旅行会社に持ち込むことで、加東市へのバスツアーを実現した。成果として、加東市への旅行者が増加し、市の観光振興につながったと説明があった。

滝野温泉ぽかぽについて、燃料費の高騰により厳しい経営状況が続いているが、状況に応じて指定管理料の増額補正を行い、施設の継続に努めると説明があった。

フィールドパビリオンの成果として、民間企業では、工房体験に訪れる観光客や物販販売が増加した。また、加東市では、ルアーなどのふるさと納税の申込件数が増加したと説明があった。

操業支援事業における企業立地奨励金について、令和8年2月末時点で6社及び7工場に対して交付しており、うち1社について令和7年度から新たに交付を開始した企業であると説明があった。

工場等操業継続支援等助成金について、対象施設が市内にあり、交付要件を満たせば、申請のあった企業に水道料金の一部を助成している。この助成については、対象期間や交付限度額に制限がないことを確認した。

人材確保事業支援補助金について、従業員の採用を行うためにWebを活用した求人活動を実施する市内の中小企業者に対し、1事業者につき1度に限り、オンライン化に伴う設備導入費等の一部を補助する制度であると説明があった。

工事請負及び業務委託に係る書類の一部を確認したところ、適正に処理されていた。

## 2 意見

業務委託契約において、1者見積りによる随意契約が多く見られたため、予算削減の観点から、複数者から見積りを徴収し、価格を比較することを検討いただきたい。

当該助成制度により加東市への工場等の誘致が促進されていると考えるが、継続的な助成制度は市の負担が大きいため、近隣市町の制度と比較し、対象期間や交付限度額の見直しについて検討いただきたい。

当課は様々な補助金を多くの団体に交付している。交付を受けた団体の事業成果は、加東市の施策成果として反映されることから、市の意向や方向性などが各団体の事業実施に反映されるよう、積極的に団体へ関与いただきたい。

## 【病院事業部】

### 1 監査の結果

病院事業部事務局は総務課、医事課で構成され、職員数は事務職員11人（総務課8人、医事課3人）、労務職員2人（総務課）、フルタイム会計年度任用職員3人（総務課2人、医事課1人）、パートタイム会計年度任用職員11人（総務課5人、医事課6人）の合計27人である。

歳出予算執行状況表（病院事業会計）における施設整備費（工事請負費）の今後の支出負担行為見込額44,332,000円について、主に加東市民病院の屋上防水改修工事を行ったことによる支払予定額であると説明があった。この工事の契約書類を確認したところ、契約時に支出負担行為の手続きがとられていなかったが、後日、事務局において、支出負担行為が行われたことを確認した。

「初期診療後の救急患者転院搬送に係る協定」を北播磨総合医療センターと締結したことについて、締結前においても、双方の間で転院搬送等は行われていたが、協定として改めて明文化することで、更に連携を強化していると説明があった。また、北播磨総合医療センターからの入院患者の受入れ件数につい

て、令和 5 年度は 132 件、令和 6 年度は 160 件、令和 7 年度は 1 月末時点で 154 件と増加傾向にあり、協定を締結したことにより、今後も入院患者数は増加する見込みであると説明があった。

医事業務委託について、契約の更新に伴い、長期継続契約から債務負担行為に変更した理由として、公募型プロポーザルにより契約者を決定することから、前もって予算を確保する必要があったためであると説明があった。

費用削減コンサルティング業務委託について、大手電力会社との価格交渉を行い、現在の電気料金単価よりも安い価格を提示する企業を見つけてもらう業務委託であると説明があった。

令和 8 年 2 月末現在における患者数及び利用者数の状況は、入院患者数 27,922 人（対前年度 3,370 人減）、外来患者数 33,804 人（同 3,218 人減）、ケアホームかとう入所者 12,581 人（同 383 人減）、ケアホームかとう通所者 1,443 人（同 63 人減）、訪問看護利用実人数 1,217 人（同 7 人減）となったことを確認した。

工事請負、業務委託並びに使用料及び賃借料に係る書類の一部を確認したところ、適正に処理されていた。

## 2 意見

契約時に支出負担行為の手続きがとられていなかったことについて、今後、同様の手続き漏れが起きないように注意されたい。

北播磨総合医療センターと市立加西病院が参加する地域医療連携推進法人「きたはりまメディカルネットワーク」が設立されたことにより、加東市民病院の経営に少なからず影響が出ると考える。きたはりまメディカルネットワークの情報を定期的に取得し、今後の加東市民病院の在り方について十分検討いただきたい。

加東市民病院及びケアホームかとうの経営は厳しい状況が続いている。事務の見直しによって経費の削減が出来る箇所から、積極的に削減に努めていただきたい。